

文部科学省告示第八十一号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第九条の二第五号及び第六号の規定に基づき、変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示（平成六年科学技術庁告示第三号）の全部を改正するこの告示を定める。

平成十七年 六月 一日

文部科学大臣 中山 成彬

変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）

第九条の二第五号の文部科学大臣の定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用時間数の減少
- 二 放射線発生装置の最大使用出力の減少
- 三 管理区域の拡大及び当該拡大に伴う管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の位置の変更（工事を伴わないものに限る。）

第二条 規則第九条の二第六号の文部科学大臣の定める変更は、放射線発生装置の最大出力の減少とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。